

その他の土木工事業における研削盤、バフ盤を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	16~17	被災者は、施工場所の集落排水処理施設の内部足場において、開口部側面のコンクリートをベビーサンダーによりVカットしていたところ、コンクリート破断片が右目に当たり右眼球を負傷した。また、作業中、保護メガネは未使用であった。	32	10~29
1	8~9	当社作業場に於いて、ディスクグラインダーの点検中、電源の入っている状態だったため誤って刃に当たり、左手第2指を創傷した。	58	1~9
2	11~12	現場内資材置場にて鋼材（L=65×65×6、 ϕ =8.0）をディスクグラインダーで切断作業中、反対側から切断しようとして鋼材の下をくぐろうとした際に、ディスクグラインダーの電源を切っていなかったため、刃が左手の親指、人差し指、中指、薬指、小指に接触し指を負傷した。（小指は軽傷、親指、人差し指、中指は骨に達しない切創、薬指は骨まで切断された切創である。）	69	100~299
2	16~17	当社作業場において、個人宅外構工事現場に用いるブロックをサンダーにてカット中手にはめていた手袋がサンダーと絡んでしまいその際右手親指下の手のひらの部分をサンダーの刃で切り負傷した。	43	—
2	23~24	電線地中埋設工事現場で管路掘削中に地中障害物（鉄管）が確認されたため、掘削溝の中で電気グラインダーを使用し切断することになった。（このグラインダーは安全カバーの外されたものであった。）管を切断中、刃がかみ、回転方向に走り、左足首を切った。安全靴は着用していたが、ロータイプのものであった。	24	1~9
3	8~9	自社の倉庫で、被災者自らが溶接した鉄筋の加工物の修正作業をしているときに、電動グラインダーを使用していたが手元が狂い、その電動グラインダーの回転に跳ねられ、その刃先が被災者の足に接触した。通常装備された刃先の保護カバーは	69	10~29

		外された状態だった。		
3	10~11	外構の工事をしていて、既存のパイプをサンダーで切断している時に、コンクリートに当たってサンダーが跳ね返って左手の甲を負傷した。	69	30 ~ 49
7	15~16	外構工事自社元請現場内において、左手でフェンスを抑えながら右手でベビーサンダーを持ち作業中に、機械の反動で誤って上肢左前腕中央部を切ってしまった。 機械：長さ26cm×幅11cm×高さ10cm重さ1.6kg	61	1~ 9
7	0~1	トンネル剥落防止の金鋼固定用アンカーボルトを打ち込み後、余分な先端部分をベビーサンダーで切断作業中、右手首をサンダーの切断刃にて受傷した。	47	1~ 9
10	8~9	側溝の上にボイドを横に倒して置き1本切断しやすい様に少し出して高さ85cmの所でディスクグラインダーにて切断する時に左手でボイドを押えて片手（右手）でディスクグラインダーで切断した時に歯が左手の方へはねて左手指を負傷した。 ボイドを切断する時の高さは腰高で無理な姿勢ではなかったがディスクグラインダーに保護カバーを取り付けていなかったために怪我の度合いが悪くなった。	63	1~ 9
11	14~ 15	土場片付け・整備作業で単管（縦向き2mを15cm切断）をグラインダーで切断中弾き単管を支えていた左手の平にグラインダーの刃が接触した。	36	1~ 9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html